

全科協ニュース

全国科学博物館協議会 東京都台東区上野公園 国立科学博物館 ☎110 Tel.03-3822-0111(大代)Fax.03-3824-3298 平成5年5月1日発行(通巻第130号)

平成5年度事業計画総会で決定

平成5年4月22日(木)、国立科学博物館において、平成5年度第1回全科協理事会及び総会が開催されました。

総会の出席館数は56館、委任状提出館数は58館で、5年度の事業計画及び収支予算が決定され、4年度の事業報告及び収支決算が了承されました。

これによって、今年度は、新規事業の実施や海外科学系博物館視察研修の研修援助費の創設など、新たな事業展開が図られることになりました。さらに、石橋財団からの助成金により、新たに「博物館資料情報のネットワーク化に関する調査研究」を行うなど、事業及び予算の拡充が図られています。以下にその主な内容を紹介します。

〈加盟館園の状況〉

	平成3年度末	平成4年度		平成4年度末
		新規入会	退会	
正会員	156	12	2	166
購読会員	10	1	0	11
維持会員	17	3	1	19
計	183	16	3	196

〈平成5年度事業計画〉

①理事会

年2回開催する。期日：第1回 平成5年4月22日、
第2回 平成6年1月27日。

②総会

年2回開催する。期日：第1回 平成5年4月22日、
第2回 平成6年3月2日。

③博物館職員現職研修(ミュージアム・マネジメント研修)(新規)

博物館経営者としての力量を高めるために、博物館の現状を幅広い観点から理解するとともに博物館の管理・運営に関する専門的・実践的な知識・技術についての研

修を行う。期日：平成5年11月30日～12月2日(選択研修12月3日～4日)。国立科学博物館共催、東京大学教育学部協力。

④研究発表大会(新規)

加盟館の学芸員等の研究活動を活性化するため、研究発表大会を開催する。期日：平成6年3月3日～3月4日(第2回総会時)。会場：名古屋市科学館。

⑤海外の科学系博物館視察研修

ヨーロッパの科学系博物館における展示技術、教育普及活動等について視察研修を行う。新たに正会員を対象に研修援助費の制度を設ける。期日：平成6年1月14日～1月27日。

⑥「全科協ニュース」の発行

年6回、A4版8～10ページ。従来の編集委員制に替えて、編集事務を複数の編集委員館により分担する。委員館として、今年度は国立科学博物館のほか山口県立山口博物館、新潟県立自然科学館、科学技術館、千葉県立中央博物館が予定されている。

⑦科学博物館資料情報のネットワーク化に関する調査研究(新規)

全国の館が有する標本資料を活用し、博物館における展示、教育、研究事業を一層推進するため、資料情報に関する全国ネットワークの形成について調査研究する。

研究テーマ：科学博物館における資料のデータベース化について

⑧会員相互の協力事業

会員が実施する特別展、企画展、移動展、標本資料の貸借等に関して、相互に協力して実施する。

⑨科学系協物館に対する普及広報

新設の科学系協物館等に対して、入会の勧誘を行う。

〈平成5年度収支予算〉(単位：千円)

(一般会計)

[収入]	前期繰越金	713
	会員会費	1,697
	参加費	7,950
	雑収入	220
	寄付金等	1,500
	収入合計	12,080

[支出]	博物館職員現職研修費	1,276
	研究発表大会費	423
	海外博物館視察研修費	8,000
	全科協ニュース発行費	1,355
	理事会・総会費	264
	予備費	762
	支出合計	12,080

(特別会計)

[収入]	助成金	1,500
	収入合計	1,500

[支出]	資料情報のネットワーク化 に関する調査研究	1,500
	支出合計	1,500

財源の多元化について、全科協の活動の充実を図るため今後日常的に努力していく。新規財源確保の見通しが立った場合には、事業及びその実施の内容等を含めて、事務局が理事館と相談しながら進めていく。

〈平成4年度事業報告〉

①理事会

期日：第1回 平成4年7月22日
第2回 平成5年2月8日

②総会

期日：平成4年7月22日

③事業研究会

第22回全科協事業研究会を実施した。

研究テーマ：博物館と学校教育との連携

期日：平成4年11月25日～11月27日

会場：国立科学博物館

博物館見学：国立科学博物館、消防博物館

参加者：70名

④「全科協ニュース」の編集発行

「全科協ニュース」(B5版、写植印刷)を6回編集発行した。

⑤「全科協データブック」の編集発行

「全科協データブック」を編集発行した。
1,000部発行。

⑥海外の科学系協物館視察研修

アメリカ合衆国の科学系博物館を訪問し、その展示技術、普及教育等を視察研修した。

期間：平成5年1月14日～1月27日

主な訪問先：国立航空宇宙博物館、国立自然史博物館、アメリカ自然史博物館、恐竜国立モニュメント、カリフォルニア科学産業博物館、エクスプロトリウム、カリフォルニア科学アカデミーなど。

参加者：18人

⑦会員相互の協力事業の実施

標本資料の貸し出しについて相互の協力が行われた。

⑧科学系博物館に対する普及広報

全科協ニュースを通して、各科学系博物館等の展示や教育普及活動に対して普及広報するとともに新設の科学系博物館に対して入会の勧誘を行った。

〈平成4年度収支決算〉(単位：千円)

[収入]	前期繰越金	2,345
	会員会費	1,687
	参加費	205
	雑収入	950
	寄付金等	100
	収入合計	5,287

[支出]	博物館事業研究会	404
	全科協ニュース発行費	1,182
	全科協データブック発行費	2,686
	理事会・総会費	302
	予備費	0
	繰越金	713
	支出合計	5,287

〈その他〉

全科協の後援等名義の使用について、5年度は現在4件の申請及び事前の申し出がある。各館において希望がある場合には、随時事務局に連絡する。

平成5年度第1回総会

「博物館活動と著作権制度」記念講演要旨

横浜国立大学大学院国際経済法学研究科 助教授 山中 伸一

ただ今ご紹介いただきました、横浜国立大学の山中でございます。国際経済法学研究科で、著作権を中心に特許等の知的財産権などについて研究しております。

「博物館活動と著作権制度について」ですが、予め国立科学博物館に寄せていただいた質問・疑問を見ていると、最近では著作権問題が取り上げられていますので、皆さんもいろいろところで問題を感じながら活動されているのだなという印象を持ちました。

まず、レジュメで取り上げました問を念頭に置きながら、著作権の基本を説明してから、具体的に検討していこうと思います。

著作権といいますが、「何が著作物か」ということが一番始めにあるのではないかと。博物館の活動の中でも研究活動よりむしろ、お客さんに見せたり、紹介したり、説明したりという活動をしていく上で、これは自由に使っているのかどうか、断る必要があるのではないかと、ということを考える機会が多いのではないかと思います。

では、著作権を気にしなければいけない著作物とは一体何か、ということからお話ししたいと思います。著作物の種類についてはお渡しした資料(表)の通りですが、おおよそ人間が頭の中で独自に考えたものを、手でかいたもの、あるいはコンピュータででもいいのですが、表現したものであれば全て著作物であると考えられています。著作権法に載っているものはあくまでも例示であって、新しい形での作品ができて、その人の創意の考え方や工夫が表れていけば、著作物であると考えられています。

また三次元のものでも、舞台装置も著作物と考えられています。これは、19世紀末のヨーロッパでの国際的な著作権に対する気運が高まっていく中でできてきたもので、当時のヨーロッパ文化から考えますとオペラが大きな位置を占めていたことから、はじめから例示として条約に入っています。現在の生活で近いものとしては、デパートでの商品ディスプレイなども、もしかしたら著作物として主張できるのかもしれませんが。博物館でのディスプレイ装置については、美術作品における問題とは異なるのではないかと

■著作物の種類

言語の著作物	論文、小説、脚本、俳句、講演など。
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞。
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け。
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、まんが、書、舞台装置など。 美術工芸品も含む。
建築の著作物	建造物自体。設計図は図形の著作物。
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など。
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど。
写真の著作物	写真、グラビアなど。
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム。

このほかに次のような著作物もあります。

二次的著作物	上表の著作物(原著作物)を翻訳、編曲、変形、翻案し作成したもの。
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集などの編集物。
データベースの著作物	データベース。

なお、次にあげるものは著作物であっても、著作権がありません。

- ①憲法そのほかの法令(地方公共団体の条例、規則も含む)。
- ②国や地方公共団体の告示、訓令、通達など。
- ③裁判所の判定、決定、命令など。
- ④①から③の翻訳物や編集物で国又は地方公共団体の作成するもの。

とは思いますが、物によってはあり得るかも知れません。三次元で美術の著作物の場合、対象は一品制作に限っております。壺のような美術工芸品は対象になりますが、大量生産のマスコットなどは商品のデザインについての意匠法の対象として分けて考えます。しかし最近では商品の中でも美術的要素のあるものについては、著作物として認めてもよいのではないかと主張もあり、曖昧になってきています。捕え処のないものとしては「舞踊などの著作物」ですが、例えば即興の振り付けなどは二次元では残りませんが、“表現された”ということで保護の対象になります。いずれもヨーロッパから導入された考え方でして、時代とともに映画や写真、最近ではコンピュータプログラムなども著作物となっています。

このようなものを前提として、目録・百科事典など「編集著作物」もその企画編集面で創作性があるとして著作権

が生ずるとしています。例えば、雑誌に寄稿された記事については、寄稿した人にそれぞれ著作権がありますが、雑誌全体については編集発行人にも著作権がありますので、その雑誌から転載するには、両者の許諾が必要になります。

次に「誰が権利をもっているのか」という話になりますが、その“つくった人”が著作者で権利を持つということが基本になります。ただし日本の場合法人著作権というのがあります。例えば博物館の職員が、仕事上博物館の名前で雑誌等に記事を書いた場合、個人ではなく博物館に著作権があるというものです。博物館の機関誌等の場合、外部の人の記事については、博物館は原稿料を払っているので掲載できるのであって、著作権はあくまでも著者にある場合が多いと思います。博物館の職員の記事については、無記名ならば博物館の権利になりますが、個人の名前で公表した場合は個人の権利になると考えられています。しかし法律上では博物館の雑誌に掲載するのであれば特に権利を主張しない契約になるのだと思います。しばらくしてから再編集等をする場合には、まず名義を確認して、記名記事であれば本人に承諾を得て、そうでなければ自由に使うことができると考えれば、間違いは起こらないのではないかと思います。

では「著作者はどんな権利をもっているか」についてですが、基本は複製権です。権利については権者と使用者との均衡を保たなくてはならないので、例示以外の方法ならば自由に使ってよいということになります。例えば博物館で週末にコンサートの企画があったとします。原則的に著作権の保護期間は死後50年で、音楽には「上演権・演奏権」がありますので、新しい曲を演奏する場合には使用料を払わなければ演奏できないことになります。関係がありそうなどころでは、「展示権」というのがあります。美術作品などを公にする権利のことです。「上演権・頒布権」に関連してですが、博物館内で広報用の映画やVTRについて、特注の場合はその処理に問題はないとして、自作の場合には複製権や上映権がありますので、しかるべき許諾は取っておく必要があります。「貸与権」というのがありますが、視聴覚教材の場合一定の保証金を支払うことで貸与できます。

基本となる複製権が働くとなると、どの様な場合でも許諾が必要になってしまうのですが、権利者と利用者との調整をはかることが著作権法の目的の一つですので、自由に使える場合もあります。例えばはじめに「私的使用のため

■著作者の権利

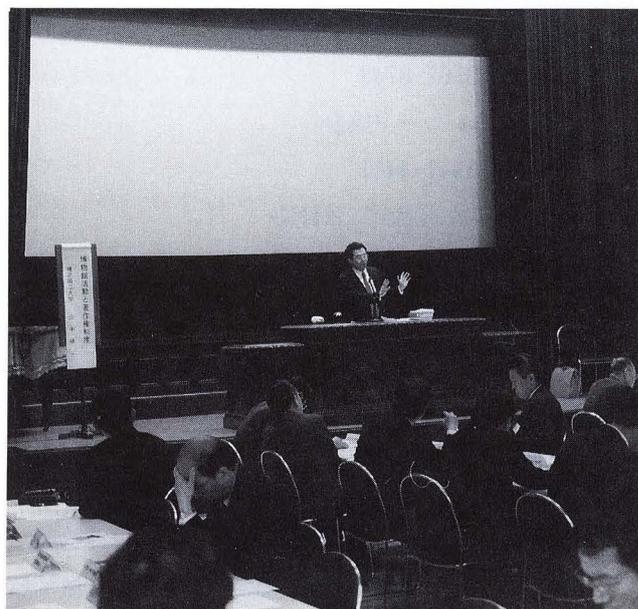
著作者人格権	公表権	自分の著作物を公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法、形で公表するかを決めることができる権利。
	氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利。
	同一性保持権	自分の著作物の内容、又は題名を自分の意に反して勝手に改変されない権利。
著作権	複製権	印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって著作物の複製物をつくる権利。
	上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利。
	放送権・有線送信権など	著作物を放送したり、有線送信したり、また、その放送や有線送信を受信装置を使って公に伝達する権利。
	口述権	著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝える権利。
	展示権	美術著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利。
	上映権・頒布権	映画を公に上映したり、頒布（販売・貸与など）する権利。
	貸与権	映画以外の著作物を公衆へ貸与する権利。
	翻訳権 翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利（二次的著作物を創作することに及ぶ権利）。
	二次的著作物の利用権	二次的著作物については、二次的著作物の著作者だけでなく、原著作者も上記の諸権利を持つ。

の複製」とあります。基本的に個人で複製・使用する場合は問題にはなりません。それから図書館・博物館・美術館など社会教育施設が、自分で所蔵している資料を利用者の求めに応じた複製サービスはできることになっております。ただその場合には司書がいることが条件になります。執筆の中での引用も自由にできますが、引用の範囲を巡って裁判となった美術評論の例もあります。引用するにもその質（主従関係）や必要の限度が問われるのではないかと思います。「点字による複製」も自由ですが、テープによる録音については施設が限定されます。先程“博物館でのコンサート”について触れましたが、入場料・出演料ともに無料であるならば、自由に使えます。美術作品は美術館が買い上

■許諾なく使える場合

私的使用のための複製	自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。
図書館などでの複製	法律で認められた図書館に限り、利用者に対し複製物の提供などを行うことができる。
引用	自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。
教科書への掲載	学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載ができる。ただし著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。
学校教育番組の放送など	学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校番組用の教材に著作物を掲載できる。
学校における複製	教育を担任する者は授業の過程で利用するために著作物を複製することができる。
試験問題としての複製	入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製できる。ただし営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要。
点字による複製など	点字によって複製することができる。また点字図書館や盲学校の図書室など一定の施設では、盲人向けの貸出し用として著作物を録音することができる。
非営利目的の利用	営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合、著作物の上演・演奏などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。
時事問題の論説の転載など	新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載禁止の表示がなければ、ほかの新聞、雑誌に掲載したり、放送したりできる。
政治上の演説などの利用	公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。
時事事件の報道のための利用	名画の盗難事件を報道するためにその絵の写真を新聞にのせるような場合には、著作物を利用できる。
裁判手続などにおける複製	裁判の手続のためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合には、著作物を複製することができる。
放送などのための一時的固定	放送事業者などは、放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができる。

美術著作物などの所有者による展示	美術著作物又は写真著作物などの原作品の所有者は、その作品を展示できる。
公開の美術著作物などの利用	建築物や公園にある銅像などは写真撮影したり、テレビ放送したりすることができる。
展示会の小冊子などへの掲載	展示会の開催者は、解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載できる。
プログラムの所有者による複製など	プログラムの所有者は、電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。



げた作品であれば、その美術館は所有者として自由に展示できます。使用される立場からは、公開されている作品の場合は権利が制限され、その作品は自由に使用できます。同様に、建築物は公開された場所に建っていますので、自由になります。

「展示会の小冊子などへの掲載」は特別に項目を設けています。美術に関する展示解説で観賞用としてではないものへは、自由に使うことができます。カラー刷りの観賞用のものはきちんと許諾を得ていると思います。

また著作権には、作者の死後50年という保護期間があります。この期間以降は自由に使用できます。

さて、著作権が遺族に渡った場合など、実際どこへ問い合わせればよいのでしょうか。日本では、作品によって権利者の権利を預っている団体がありますので、そこで問い合わせることができます。(別)

音楽—日本音楽著作権協会 (JASRAC)

☎03-3502-6551

小説—日本文芸著作権保護同盟

☎03-3265-9658

脚本—日本脚本家連盟

☎03-3401-2304

日本シナリオ作家協会

☎03-3584-1901

美術—日本美術家連盟

☎03-3542-2581

出版—日本書籍出版協会

☎03-3268-1301

実演—日本芸能実演家団体協議会

☎03-3567-8748

レコード—日本レコード協会

☎03-3541-4411

放送—日本放送協会 (NHK)

☎03-3465-1111

日本民間放送連盟

☎03-3265-7482

ビデオ—日本ビデオ協会

☎03-3542-4433

では、具体的な対処についてお話しします。

『問1. 展示品（個体及び展示品全体）の企画は博物館、デザイン・制作は業者の場合、業者は同じ展示品を制作し他の博物館に販売できるか。

また、他の博物館と同じ展示品を制作するよう業者に発注できるか。

制作会社は、施工した展示品の写真などを自社の広告に勝手に使用することができるか。

博物館は、制作会社がデザインした展示品のデザインを使用して商品（葉書など）にできるか。

◎発注主と制作者の関係。どちらが著作権者か？』

結論としては、具体的なディスプレイや全体の構成については博物館は権利は持たないという場合が多いと思います。あらかじめ業者と博物館との間で契約しない限りは、やはり実際に作った方が著作権者であり、著作権も業者にあるということになります。博物館が商品として使う為にも、契約の中で権利を明確にしておくべきではないでしょうか。

『問2. 図録は、外部の協力者を得て制作されることが多いが、文章・写真の著作権の帰属は、どのように解したらよいか。

教育普及活動用テキストに他の学術誌などから引用することは（写真・図・文章等）どの程度許容範囲があるのか。

◎外部者の協力を得て作成された図録の著作権。

◎自由に引用できる範囲。』

図録の制作ですが、文章も写真も作者が著作者であり権利者であるのが原則です。博物館はそれらを使って図録を出版する時には、使用料等を支払って使用します。この場合著作権までは博物館に移っていない場合が多いので、権利を得るにはやはり依頼時に“著作権は博物館に移る”といった契約が必要です。ただ、プロの作品の著作権を移してもらうとなると素人の場合よりも料金が高くなるのではないのでしょうか。

教育普及活動のテキストへの引用の問題ですが、公表された著作物は、公正な刊行に合致するものには自由に引用できます。例えば、文章であれば鍵括弧等を用いるなど、テキスト作成上必要範囲内であれば問題はありません。引用ばかりになりますと“引用”ではなくなりなすので、許諾が必要になるのではないのでしょうか。

『問3. コンピュータソフトの一部を改変して使用することは可能か。

いろいろな映像からソフト、レコードから一部を借用し、新たなタイトルの映像ソフトを作成し、館内で上映することは可能か。

博物館で企画し、制作を業者に依頼し制作した映像ソフトは、博物館が独自に（制作者の許可を得ずに）販売することができるか。

◎コンピュータソフトの利用

◎既存の著作物やレコードを利用した著作物

◎発注主と制作者の関係』

コンピュータソフトは使う人が使いやすいように変更することはできます。しかしそう簡単なことではありませんので、問題にはなりにくいと思います。

次の映像や音楽についてはよくあることと思います。音

楽の場合は作詞家・作曲家が権利者ということになります。レコード制作社・実演家からの許諾も必要になります。映像は、既存のフィルムを使う部分が多い場合には、権利者の映画会社に許諾を取ります。

博物館が発注した映画を販売できるかは、展示の発注主と制作者との関係と同様で、制作者が著作者になります。ただ映画の場合、その脚本は博物館が作ったのであれば脚本の権利は博物館に、フィルムは映画会社にいう場合もあり得ます。映画会社がこのフィルムをコピーして販売するには博物館の権利主張ができることとなります。逆に博物館が販売するには、映画会社の許諾を得て複製して販売するか、映画会社に売り出してもらうかのどちらかになります。

『問4. 博物館利用者は、自分が撮影した写真等を使用して自由に出版・販売することができるか。

◎著作物などの写真』

写真の著作者は撮影した人になりますが、問題となるのは撮影対象です。写っている著作物についての権利者の許諾が必要になります。自分が撮った写真だからといって自

由に使うことはできません。

『問5. 博物館のミュージアムショップで博物館所有の恐竜のゴム製モデルを販売している。他の業者が同じものを販売した場合どうか。』

問自体に問題がありますが、博物館に展示されている恐竜をモデルにした商品については、恐竜には著作権はありませんから、博物館は主義主張できないと思います。業者が製作・販売に当たっている場合、博物館には主張できません。博物館が自身で製作・販売をする場合、権利を獲得するには意匠登録をしておくという方法があります。

足早な説明でしたが、基本的なところはこのパンフレットを参照にさせていただくとして、更に詳しくお知りになりたい場合は、文化庁の著作権課、又は著作権の団体に実際に相談され、活動されたいかがかかと思えます。

本日はこのような貴重な機会にお呼びいただき、ありがとうございました。(文責：編集部)

本文中の表は、『著作権って何?』(社団法人著作権情報センター発行)からの引用。

——— 事務局からのお知らせ ———

産業技術の歩みと未来を考える交流会議

平成5年5月26日(水)、産業界各種団体、自治体、学会、関連団体等が中心となって、「産業技術の歩みと未来を考える交流会議」が発足しました。

これは、産業技術に関する国民理解の増進、産業の発展を支える優れた人材の育成及び確保、創造的な研究環境の醸成等のために、産業技術の歴史の継承及び創造的活用に関する活動の効果的な遂行を図ることを目的として設立されたものです。全科協は、理事館の了承を得てメンバーとして登録しています。

文部省の団体補助金を申請中

全科協では、現在、平成5年度文部省民間社会教育振興費補助金を申請しています。これは、第1回総会において承認された財源の多元化の方針に沿ったものです。申請事業の内容等については、理事館と協議の上、決定することとしています。

全科協加盟館の状況(平成5年4月・5月分)

1. 新規加盟館園

〈正会員〉

小樽市青少年科学技術館、群馬県教育委員会自然史博物館建設準備室、越谷市立児童館コスモス、東京消防庁消防防災資料センター(消防博物館)、葛飾区郷土と天文の博物館、北陸恐竜化石館、かかみがはら航空宇宙博物館(仮称)建設推進室、兵庫県立人と自然の博物館、姫路科学館、広島市交通科学館(仮称)開設準備室

〈維持会員〉

東京システム特機株式会社、株式会社内田洋行

〈購読会員〉

ワイディーエル株式会社

2. 退会館園

〈職読会員〉

和鋼記念館

広告の掲載希望を受付中

全科協ニュースに、博物館・科学館等の展示、教育普及活動等に関係ある業種の広告を掲載希望の場合には、事務局までお問い合わせください。

全科協の協力事業

平成5年2月8日の理事会で「全国科学博物館協議会共催又は後援等の名義使用の申請に対する取扱い」が承認されました。これまで、この取扱いに基づき以下の5件の事業に対し共催又は後援を承認しました。

○全国天文観測施設の会 第2回大会

主催：全国天文施設の会

(平成5年6月29日～7月1日)

○化学おもしろスタンプラリー

主催：夢・化学21委員会

(平成5年7月15日～10月20日)

○第1回動物画コンクール 主催：国立科学博物館

(平成5年7月25日～平成6年4月3日)

○第10回植物画コンクール 主催：国立科学博物館

(平成5年9月1日～平成6年6月30日)

○サイエンスフォーラム

主催：国立科学博物館、全国科学博物館協議会

(平成6年2月12日～13日)

——全科協北から南から——

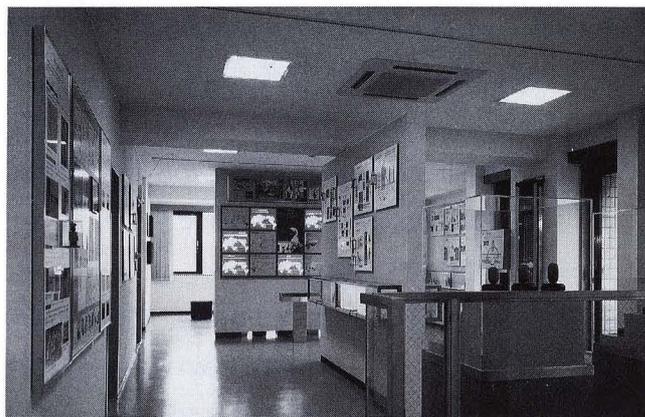
○目黒寄生虫館新館新築工事終了

新館建設のため閉鎖されていた目黒寄生虫館の工事が終了し、平成5年4月1日に一般公開しました。

同館は、世界で唯一の寄生虫の専門博物館として昭和28年の創設、昭和31年に本館完成、翌年文部大臣より財団法人の認可を得ています。



建物外観



展示室2F

建物は創設以来、資料・標本の収集の増加をみて、昭和43年に3階建てに増築工事を行いました。その後の資料・標本の増加に対応するとともに研究施設の充実を図るため、現在の7階建（地上6階、地下1階）に新築されました。

主な事業内容としては、研究・出版活動、標本・文献の収集、展示・教育普及活動等の様々な博物館活動を行っています。

収蔵品は標本数45,000点、文献・図書数56,000点と現在では、膨大な数になっています。

東京都目黒区下目黒4-1-1 TEL03-3716-1264

加盟館の特別展・企画展

○たばこと塩の博物館

幕末の風刺画～今日も江戸は大騒ぎ～

天保(1830～1844)の終わりから明治にかけて、現在「風刺画」と呼ばれる、政治の動きや世相を風刺した浮世絵が大量に制作されました。

今回の企画展では館蔵の浮世絵を中心に「風刺画」だけを集めて展示をおこないます。

期 間 平成5年6月12日～7月18日

編集後記

今回の編集は国立科学博物館が担当しました。

発行が大幅に遅れ、御迷惑をおかけしました。

今号からA4になり、デザインも一新されました。また、編集事務を複数の編集委員館で持ち回ることになりましたので、今後バラエティに富んだ内容をお届けできることと思います。御期待下さい。